

麻生区区民会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市区民会議条例(平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。)第1条の規定に基づき設置する麻生区区民会議(以下「区民会議」という。)の組織について、条例及び川崎市区民会議条例施行規則(平成18年川崎市規則第28号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 区民会議は、委員20人以内で組織し、条例第4条第2項各号に掲げる委員の数は、次のとおりとする。

- (1) 区の区域内において規則に定める分野における活動を行う団体から推薦された者(以下「団体推薦委員」という。) 7人以内
- (2) 区民会議の委員に応募した者(以下「公募委員」という。) 7人以内
- (3) その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者(以下「区長推薦委員」という。) 6人以内

2 前項第2号の場合において、公募委員がその定数に満たないときは、その定数の範囲内で区長推薦委員を増やすことができる。

3 委員は、1期に限り再任されることができる。ただし、専門的な知識又は経験を有する者が他に得られない場合など特別の事情があると区長が認めた場合は、この限りでない。

(団体推薦委員)

第3条 区長は、条例第4条第2項第1号の規定に基づき、地域社会の課題の解決を推進するため、規則第3条各号に規定するそれぞれの分野ごとに、委員への推薦が必要と認められる団体(以下「推薦団体」という。)を選定し、当該団体代表者に委員の推薦を依頼するものとする。

(推薦団体委員の選出手続)

第4条 推薦団体は、区長から委員の推薦依頼を受けたときは、麻生区区民会議委員推薦書(第1号様式)により、速やかに委員の推薦を行うものとする。

2 推薦団体が推薦する委員は、当該推薦団体の構成員でなければならない。

3 区長は、性別、世代などを考慮し、必要に応じて推薦団体に対し、委員の推薦に条件を付することができる。

4 推薦団体が委員を変更する場合には、麻生区区民会議委員推薦変更届(第2号様式)を区長に提出しなければならない。

5 第1項により推薦された者は、麻生区区民会議委員就任承諾書(第3号様式)を区長に提出するものとする。

(公募委員)

第5条 区長は、条例第4条第2項第2号の規定に基づき、委員に応募した者の中から委員を選任するものとする。

2 委員を募集する上で必要な事項は、区長が別に定める麻生区区民会議委員公募要領に定めるところによる。

3 第1項により選任された者は、麻生区区民会議委員就任承諾書を区長に提出するものとする。

(区長推薦委員)

第6条 区長は、条例第4条第2項第3号の規定に基づき、区民会議の目的を達成するために必要と認めた者を選任するものとする。

2 前項により選任された者は、麻生区区民会議委員就任承諾書を区長に提出するものとする。ただし、団体を選定し、当該団体の代表者に委員の推薦を依頼する場合には、第4条の規定を準用する。

(公募委員選考委員会)

第7条 第5条第1項の規定に基づく公募委員の選任を適正かつ公正に行うため、麻生区区民会議公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置するものとする。

(選考委員会の組織)

第8条 選考委員会は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 区長

(2) 副区長

(3) 区役所の部長の職にある者

(4) その他区長が必要と認める者

(選考委員会の委員長)

第9条 選考委員会には委員長を置き、区長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(選考委員会の会議)

第10条 選考委員会は、委員長が召集する。

2 選考委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第11条 区民会議の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。